二　（略）

三　給付事務人件費算定基礎額　五百十二円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

四　（略）

五　免除事務人件費算定基礎額　千四百二円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

六～十　（略）

別表（第一条関係）

(1)　地域差の係数（第一条第一号関係）

区　分	係　数
１級地	0.058
２級地	0.056
３級地	0.056
４級地	0.055
５級地	0.054
６級地	0.052
７級地	0.051
無級地	0.050

備考　（略）

(2)　地域差の係数（第一条第二号関係）

区　分	係　数	区　分	係　数
Ⅰの地域10種地	0.018	Ⅱの地域10種地	0.012
Ⅰの地域９種地	0.018	Ⅱの地域９種地	0.012
Ⅰの地域８種地	0.018	Ⅱの地域８種地	0.009
Ⅰの地域７種地	0.015	Ⅱの地域７種地	0.009
Ⅰの地域６種地	0.008	Ⅱの地域６種地	0.007
Ⅰの地域５種地	0.005	Ⅱの地域５種地	0.005
Ⅰの地域４種地	0.000	Ⅱの地域４種地	0.000
Ⅰの地域３種地	0.000	Ⅱの地域３種地	0.000
Ⅰの地域２種地	0.000	Ⅱの地域２種地	0.000
Ⅰの地域１種地	0.000	Ⅱの地域１種地	0.000

備考　（略）

(3)　（略）

二　（略）

三　給付事務人件費算定基礎額　五百一円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

四　（略）

五　免除事務人件費算定基礎額　千三百七十三円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

六～十　（略）

別表（第一条関係）

(1)　地域差の係数（第一条第一号関係）

区　分	係　数
１級地	0.060
２級地	0.058
３級地	0.058
４級地	0.057
５級地	0.056
６級地	0.054
７級地	0.053
無級地	0.052

備考　（略）

(2)　地域差の係数（第一条第二号関係）

区　分	係　数	区　分	係　数
Ⅰの地域10種地	0.018	Ⅱの地域10種地	0.012
Ⅰの地域９種地	0.018	Ⅱの地域９種地	0.012
Ⅰの地域８種地	0.018	Ⅱの地域８種地	0.010
Ⅰの地域７種地	0.015	Ⅱの地域７種地	0.009
Ⅰの地域６種地	0.008	Ⅱの地域６種地	0.008
Ⅰの地域５種地	0.005	Ⅱの地域５種地	0.005
Ⅰの地域４種地	0.000	Ⅱの地域４種地	0.000
Ⅰの地域３種地	0.000	Ⅱの地域３種地	0.000
Ⅰの地域２種地	0.000	Ⅱの地域２種地	0.000
Ⅰの地域１種地	0.000	Ⅱの地域１種地	0.000

備考　（略）

(3)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和五年度分の事務費交付金から適用する。